

てあて ねんきん 5 手当・年金

てあて ◎手当

とくべつじどうふようてあて 特別児童扶養手当 (身) (知) (精) (難)

対象者	手当額月額	対象外となる場合	手続きに必要なもの
<p>次のいずれかの障害を有する20歳未満の児童を扶養している父・母又は養育者</p> <p>①愛の手帳1~3度程度</p> <p>②身体障害者手帳1~3級程度、4級の一部(下肢機能障害)</p> <p>③統合失調症、そううつ病、てんかん、自閉スペクトラム症など</p> <p>④重複障害(複数の障害がある場合は、個々の障害の程度が上記より軽度な場合でも該当になることがあります)</p> <p>※原則として、所定の診断書による障害程度の審査があります。</p>	<p>最新月額は日野市ホームページをご確認ください。</p>	<p>①父母又は養育者との配偶者及び扶養義務者の所得が一定額を超える場合</p> <p>②障害を有する児童が施設に入所している場合</p> <p>③障害を有する児童が当該障害による公的年金等を受給している場合</p>	<p>①障害者手帳</p> <p>②医師の診断書(手帳の等級・度数により省略可)</p> <p>③前年の所得状況がわかるもの(転入者のみ。20歳未満の方は扶養義務者のもの) ※公簿により省略できる場合もあります</p> <p>④受給者名義の銀行の口座番号がわかるもの</p> <p>⑤マイナンバーのわかるもの</p>

【手続先】日野市障害福祉課 P9(1_相談窓口)参照

とくべつじょうがいしゃてあて 特別障害者手当 (身) (知) (精) (難)

対象者	手当額月額	対象外となる場合	手続きに必要なもの
<p>20歳以上で重度の障害があるため日常生活に常時特別な介護が必要な方</p> <p>※愛の手帳おおむね1、2度程度または身体障害者手帳おおむね1、2級程度もしくは重複の障害を有する方(内部障害を有し、常時絶対の安静である必要性が高い方)、それらと同等の疾病、精神の障害を有する方</p> <p>なお、上記の手帳をお持ちでも非該当となる場合があります</p>	<p>最新月額は日野市ホームページをご確認ください。</p>	<p>①受給者・配偶者・扶養義務者の所得が一定額を超える場合</p> <p>②施設に入所している場合</p> <p>③老健・病院に3ヶ月を超えて入院している場合(受給中、老健・病院に3ヶ月を超えて入院した場合は、資格喪失となります)</p>	<p>①認定診断書</p> <p>②本人名義の銀行の口座番号がわかるもの</p> <p>③前年の所得状況がわかるもの(転入者のみ) ※公簿確認により省略できる場合もあります</p> <p>④公的年金証書の写し</p> <p>⑤マイナンバーのわかるもの</p>

【手続先】日野市障害福祉課 P9(1_相談窓口)参照

じょうがいじふくしてあて

障害児福祉手当

(身) (知) (精) (難)

対象者	手当額月額	対象外となる場合	手続きに必要なもの
<p>20歳未満で重度の障害があるため日常生活に常時特別な介護が必要な方 ※愛の手帳おおむね1、2度程度または身体障害者手帳おおむね1、2級程度もしくは重複の障害を有する方(内部障害を有し、常時絶対の安静である必要性が高い方)、それらと同等の疾病、精神の障害を有する方 なお、上記の手帳をお持ちでも非該当となる場合があります</p>	最新月額は日野市ホームページをご確認ください。	①受給者・扶養義務者の所得が一定額を超える場合 ②施設に入所している場合 ③障害年金などを受給している場合	①認定診断書 ②本人名義の銀行の口座番号がわかるもの ③扶養義務者の前年の所得状況がわかるもの(転入者のみ) ※公簿確認により省略できる場合もあります ④マイナンバーのわかるもの

【手続先】日野市障害福祉課 P9(1_相談窓口)参照

じゅうどしんしんじょうがいしゃてあて

重度心身障害者手当

(身) (知) (精) (難)

対象者	手当額月額	対象外となる場合	手続きに必要なもの
<p>市内に住民登録があり65歳未満の方で、次のいずれかの障害を有する方 ①重度の知的障害であって、日常生活について常時複雑な配慮を必要とする程度の著しい精神症状を有する方 ②重度の知的障害であって、身体障害者手帳おおむね1、2級程度の身体障害を有する方 ③重度の肢体不自由であって、両上肢及び両下肢の機能が失われ、かつ、座っていることが困難な程度以上の身体障害を有する方 なお、3歳未満の乳幼児又は脳出血、頭部外傷、脳挫傷、低酸素脳症などの発症から6カ月以上経過していない方は、障害が固定するまで医学的判断ができない場合がありますので、障害が固定してから申請してください。</p>	60,000円	①施設に入所している場合 ②65歳以上の新規申請 ③3カ月以上長期入院者は対象外。(3カ月を超えない方は入院中でも申請可能です。) ④所得が一定額を超える方	①印鑑 ②前年の所得状況がわかるもの(転入者のみ。20歳未満の方は扶養義務者のもの) ※公簿確認により省略できる場合もあります ③マイナンバーのわかるもの

【手続先】日野市障害福祉課 P9(1_相談窓口)参照

ひのししんしんしようがいしゃ じふくしてあて
日野市心身障害者(児)福祉手当 (身)(知)(難)

対象者	手当額月額	対象外となる場合	手続きに必要なもの
①身体障害者手帳1、2級の方 ②愛の手帳1~3度の方 ③脳性まひの方 ④進行性筋萎縮症の方	20歳以上の方 15,500円 20歳未満の方 12,000円	①施設に入所している場合 ②20歳以上で所得が一定額を超える方 ③65歳以上で対象となった方	①障害者手帳 ②本人名義の金融機関の口座番号がわかるもの ③所得の証明書(20歳以上の転入者のみ)
①身体障害者手帳3、4級の方 ②愛の手帳4度の方	8,000円		
身体障害者手帳1~4級と愛の手帳1~4度の両方をお持ちの方	上記に加えて 3,000円		
難病医療費助成を受けている方	10,000円		①難病医療受給者証または難病医療券 ②本人名義の金融機関の口座番号がわかるもの ③所得の証明書(20歳以上の転入者のみ)

【手続先】日野市障害福祉課 P9(1_相談窓口)参照

じどうふようてあてくにせいど
児童扶養手当(国制度)

対象者	手当額月額	対象外となる場合	手続きに必要なもの
父又は母がいないか、内部障害を除く重度の障害者(身体障害者手帳おおむね1、2級程度)である場合等で、18歳に達する日の属する年度の末日以前の児童(児童が身体障害者手帳おおむね1~3級の障害を有する場合は20歳未満)を養育している父又は母又は養育者	所得等により変わります。 <u>詳しくは子育て課にお問合せください。</u>	①申請者が父又は母で、事実婚状態にある場合。ただし、父又は母が重度の障害による事由を除く。 ②所得が限度額を超える場合 ③対象児童が施設に入所している場合 ④公的年金受給額(障害年金は子の加算分)が児童扶養手当額以上の場合 ⑤国内に住所を有しない場合	①本人確認書類 ②戸籍謄本 ③銀行通帳等 ④愛の手帳、身体障害者手帳等 ⑤その他 <u>詳しくは子育て課にお問合せください。</u>

【手続先】日野市子育て課

[電話] 042-514-8598

じどういくせいあて いくせいあて とせいど 児童育成手当(育成手当)(都制度)

対象者	手当額月額	対象外となる場合	手続きに必要なもの
父又は母が、重度障害の状態(身体障害者手帳おおむね1、2級程度)である場合等で、18歳に達する日の属する年度の末日以前の児童を養育している父母または養育者	児童1人につき 13,500円	①所得が限度額を超える場合 ②対象児童が児童福祉施設等(里親を除く)に入所している場合	①本人確認書類 ②戸籍謄本 ③銀行通帳等 ④愛の手帳、身体障害者手帳等 ⑤その他 詳しくは子育て課にお問合せください。

【手続先】日野市子育て課

[電話] 042-514-8598

じどういくせいあて しうがいてあて とせいど 児童育成手当(障害手当)(都制度)

対象者	手当額月額	対象外となる場合	手続きに必要なもの
次のいずれかの障害を有する20歳未満の児童を養育している父母または養育者 ① 身体障害者手帳1、2級程度の児童 ② 愛の手帳1、2、3度程度の児童 ③ 脳性まひ又は進行性筋萎縮症の児童	児童1人につき 15,500円	①所得が限度額を超える場合 ②対象児童が児童福祉施設等(里親を除く)に入所している場合	①本人確認書類 ②銀行通帳等 ③愛の手帳、身体障害者手帳等 ④その他 詳しくは子育て課にお問合せください。

【手続先】日野市子育て課

[電話] 042-514-8598

ねんきん ◎年金

こくみんねんきんしようがい き そ ねんきん 国民年金障害基礎年金

初診日が次のいずれかの時に(国民年金加入中のとき、20歳前で年金未加入のとき、60歳以上65歳未満で日本に住所があるとき)、病気やけがにより障害が残った場合、その障害の状態が法令に定められる障害の状態に該当する場合に支給されます。また、保険料の納付要件を満たしている必要があります。

【申請方法】以下を保険年金課に持参してください

- ①診断書(窓口で相談後、必要な診断書と診断書に記載する日付についてご案内します)
- ②発病から現在までの「病歴・就労状況等申立書」(窓口でお渡します)
- ③請求者本人名義の通帳
- ④年金手帳や基礎年金番号通知書等の基礎年金番号が確認できる書類
- ⑤本人確認書類 免許証、マイナンバーカード など
- ⑥受診状況等証明書(初診日の証明書類です。必要な場合は窓口でお渡します)

⑦ その他必要に応じて、障害者手帳の写し、戸籍謄本、課税・非課税証明書 など

<次のような場合は、手続きが必要です>

① 障害基礎年金の更新のとき

② 受給者の死亡

【給付金額】毎年改定されますので保険年金課にお問い合わせください。

【手 続 先】日野市保険年金課

[電 話] 042-514-8289

厚生年金か第三号加入中に初診日のある方:立川年金事務所(電話 042-523-0352(代))

共済年金に加入中に初診日のある方:各共済組合

◎その他^た

心身障害者扶養共済制度

保護者が生存中に毎月一定の掛金を納めることにより、保護者が死亡又は重度障害となった場合に、障害者に終身一定額の年金を支給する任意加入の制度です。

【対象者】以下条件を満たす方が申請できます。

○保護者

① 心身障害者の保護者であること

② 東京都内に住所があること

③ 特別な疾病や障害が無く、生命保険契約の対象となる健康状態であること

④ 加入年度の初日(4月1日)に65歳未満であること

○心身障害者の範囲

① 身体障害者手帳1~3級を所持する方

② 知的障害者

③ 精神又は身体に永続的な障害があり、その程度が①又は②と同程度である方

【掛 金】加入者の加入時年齢により決まります。掛金は改定されることがあります。納付期間は20年以上です。詳しくはお問い合わせください。

【年 金 額】1口当たり2万円

【手 続 先】日野市障害福祉課 P9(1_相談窓口)参照

きょうさい とうきょうとしちょうそんみんこうつうさいがいきょうさい ちょこっと共済(東京都市町村民交通災害共済)

身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方、児童扶養手当又は育成手当を受給している親と子(義務教育終了の子は除く)の方は、公費負担により、ちょこっと共済Bコースに一括加入しています。交通事故で治療を受けた場合に見舞金を支給します。(事故の程度や治療回数により見舞金が決まります。)

【申請方法】見舞金請求方法は、防災安全課へお問い合わせください。なお、見舞金請求時は「交通事故証明書」の提出が必要です。交通事故にあった場合は、すぐに警察へ連絡してください(交通事故時に警察へ届出をしないと交通事故証明書を発行してもらえなくなります)。

【見舞金額】治療程度により定められています。詳細はお問い合わせください。

【手 続 先】日野市防災安全課

[電 話] 042-514-8963